資　　料　（令和４年度　要望活動報告）

資料１

令和４年７月１１日

徳島県教育委員会
　教育長　　榊　浩一　殿

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　日野出　英樹

第55回定期大会に基づく身分保障・処遇・教育諸条件の改善等に関する要望書

徳島県教育委員会におかれましては，平素から教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善に，真摯に取り組まれていることに対し敬意を表します。

さて，私たちは，去る5月２９日に第５５回徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）定期大会を開催し，身分保障・処遇・教育諸条件の改善等を中心とする本年度の活動方針・具体的な活動目標を決議いたしました。また，この決議事項をもとに，第２回徳管協理事会において，以下のように要望事項を決定いたしました。

県財政の厳しい状況下ではありますが，良識ある本会の総意として十分ご検討いただき，要望が実現されますようお願い申し上げます。

なお，要望事項には，国及び市町村レベルの内容も含めていますが，文部科学省等関係機関に私たちの声を届けていただき，教育施策に反映されますようお願いいたします。

要　望　事　項

１　身分保障・処遇改善

◎⑴　教職員給与制度を見直し，教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な６級制の制度化を図ること。特に，生活の基盤である給与又は期末・勤勉手当の減額は，絶対に避けること。また，管理職員不足解消のため管理職手当の増額を図ること。

◎⑵　副校長・教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること。
（基準とする教諭の教職調整額４%の支給も見直し，最新の超過勤務実態に合わせて増率）

◎⑶　小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化にすること。

⑷　校長の権限強化と副校長・教頭の処遇改善を図ること。

⑸　管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎へ繰り入れること。

⑹　「人材確保法」の趣旨の堅持と「新たな人材確保法」の制定を求める。また，「義務教育費」の負担率1/3を1/2へ，その後更に全額国庫負担化の早期実現を図ること。（文部科学省）

⑺　義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善を図ること。

◎⑻　女性管理職の積極的な登用を図ること。

⑼　人事委員会制度を堅持し，勧告を尊重すること。

⑽　「教職員の育成・評価システム」，功績表彰の適正な運用を図ること。（県・市町村教育委員会）

◎⑾　令和５年度より開始となる定年延長制を踏まえ，「管理職再任用制度」の継続と給与条件の改善を図るとともに，教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

⑿　役職段階別加算制度の改善（校長一律20%，副校長・教頭15%）を図ること。

◎⒀　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。
支給要件の拡大については，修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。また，特に次の週休日・休日等における勤務や参加を適用すること。

①　学校設備の修繕工事等の管理・立会

② 県小中学校長会及び教頭会の総会，研修会，理事会等の参加

◎(14) 併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

◎(15) 市町村立小中学校事務室長の管理職員への指定を図ること。

◎(16) 定年延長制については，実施時の役職定年制の例外措置等確かな情報提供と学校現場の実情に合った管理職員の身分保障と処遇改善を図ること。

２ 教育諸条件の改善・充実

◎(1) 義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大を関係省庁へ強く働きかけること。

◎(2) 少人数指導，児童生徒支援，特別支援教育等の個別の教育課題への加配定数の確保を関係省庁へ働きかけること。

◎(3) いじめ・不登校問題等の早期解決のための人的配置の増員を図ること。

① 生徒指導及び教育相談担当教員の枠外配置

② スクールカウンセラーの相談時間の拡充

③ スクールソーシャルワーカー及び巡回相談員の増員

④ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

◎(4) 新学習指導要領に伴う，円滑な教育活動実施のための教育環境の整備と充実を図ること。

① 外国語教育（英語科）、プログラミング教育等の専門的な指導員の配置

② GIGA スクール構想の目的実現のための専門的支援体制の推進

ア 教員研修の支援，技術面・指導面の助言

イ GIGA スクールサポーター

ウ ＩＣＴ支援員の配置

◎(5) 中学校における免許外教科担任の解消を図ること。

① 非常勤講師等の配置による解消

(6) へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

(7) 養護教諭・事務職員の全校配置及び大規模校等への複数配置を図ること。

(8) 小学校長の幼稚園長兼務の解消を図ること。（市町村教育委員会）

(9) 教頭の全校配置（当面３学級以上の学校）と大規模校等への複数配置の拡充を図ること。

◎(10) 教員免許更新廃止に伴う新研修制度が過重負担にならないように方策を図ること。

(11) 図書費，教材費等の使途の適正化・明確化の指導徹底を図ること。（市町村教育委員会）

◎(12) 学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な適用の回避を図ること。（市町村教育委員会）

(13) 教育の政治的中立性を尊重した改正地教行法の施行を図ること。（県・市町村教育委員会）

◎(14) 「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

① 臨時的任用教員の確保できる具体的な方策

② 部活指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充

③ 副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るためのサポート・スタッフの配置

④ 給食の公会計化

⑤ 学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援システム」の円滑な運営のための支援

⑥ １年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

⑦ 保護者に対する働き方改革の理解を求める広報

◎(15) 新型コロナウイルス感染症拡大の緊急時対策として人的体制と物的体制等の総合的な支援を行うこと。

① 緊急時対策時の手当の支給

② 緊急時対策時の勤務の明確化

③ 加配教員の追加配置

④ 学習指導員等の適切な配置

⑤ 学校の実情に応じた医療的ケアのための看護師の派遣

⑥ マスクや消毒液，非接触型体温計等の保健衛生用品の購入経費の支援（関係部署への働きかけ）

⑦ ３密対策として，空き教室を活用した授業の実施に必要な備品等の購入費（関係部署への働きかけ）

３　旅費，手当の増額及び新設

◎⑴　普通旅費の増額と速やかな執行を図ること。（算定基準を明確に）

①　実態把握

②　出張の精選

③　正当旅費の支給

⑵　３号業務の県外大会の引率旅費の別途支給を図ること。

⑶　義務研修のための旅費の確保を図ること。

◎⑷　修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。

①　団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年１・２学級の場合）

②　特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

⑸　へき地手当，地域手当の維持・改善を図ること。

◎⑹　特殊業務手当の増額と３号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また，管理職員がやむを得ず第４号業務による部活動指導に関わった場合，部活動指導手当の支給を図ること。

資料２

令和４年７月１２日

徳島県人事委員会
委員長　森　俊明　様

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　日野出　英樹

徳島県人事委員会に対する要望書

徳島県人事委員会におかれましては，平素から本県教育向上のため格段のご尽力を賜り，深く感謝を申し上げます。

近年，学校を取り巻く状況は益々厳しく，生徒指導，学力・体力向上，防災教育等の課題に加え，いじめ・体罰問題や保護者への対応等，管理職にとっては経営上重要な課題が増すばかりであります。

また，教育現場では新型コロナウイルスの感染症への対策を意識した教育課程や教育活動等，今後も児童生徒の安全・安心な教育環境及び学習環境の整備と学力の保障をどのように確保していくかが大きな課題となっています。このような状況の中，私たちは教育管理職としての責務の重大性を自覚し，学校教育の充実を図るため，全職員が協力し秩序ある学校運営の確立に努め，本県教育向上のために全力を尽くしております。

そこで，県民の負託と信頼にこたえる教育を推進するため，校長・副校長・教頭の職責に見合う身分保障・処遇及び教育諸条件の改善をお願いいたします。特に、本年度は次の諸点について要望いたします。県財政の厳しい状況下ではありますが，格段のご配慮をお願い申し上げます。

人　事　委　員　会　要　望　事　項

１　教育職給料表の抜本的見直しを図り。教育の職責に応じたメリハリのある給与制度の構築を図ること。

①６級制の制度化(1 級講師、２級教諭、３級主幹教諭・指導教諭。４級教頭，５級副校長，６級校長)

②上記の号俸増設と給与月額の増額

２　教頭の俸給加算額（7,500 円：2%以下）の改善を図ること。

（基準となる教諭等の教職調整額 4%の支給も見直し，最新の超過勤務実態に合わせて増率）

３　雇用と年金の確実な接続を図るために，これまでの運用状況と令和５年度より開始となる定年延長制を踏まえて，「管理職再任用制度」の継続と給与条件の改善を図るとともに，教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

また，定年延長制については，実施時の役職定年制の例外措置等確かな情報提供と学校現場の実情に合った管理職員の身分保障と処遇改善を図ること。

４　小学校・中学校の教員給与と高等学校の教員給与を一本化にすること。
５　生活の基盤となる給与又は期末・勤勉手当の減額は，絶対さけること。また，管理職員不足解消のため管理職手当の増額を図ること。
６　役職段階別加算制度の改善を図ること。
　①　校長一律 20%，副校長・教頭 15%，（26 年以上の教諭 10%）
７　扶養手当，住居手当，通勤手当の改善を図ること。
８　併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。
９　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。支給要件の拡大については，修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。また，特に，次の週休日・代休等における勤務や参加を適用すること。
　①　学校設備の修繕工事等の管理・立会
　②　県小中学校長会及び教頭会の総会，研修会，理事会等の参加
10 人材確保法を堅持し，同法の趣旨を踏まえ，義務教育等教員特別手当の支給額を維持すること。
11 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算出基礎への繰り入れを図ること。
12 「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図るよう県教育委員会に働きかけること。
13 地方公務員法改正により平成 28 年度より実施されている「教職員の育成・評価システム」は，教育現場の特性を考慮して適正に運用するよう教育委員会に働きかけること。
14 特殊業務手当の増額と３号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また，第４号業務による管理職員がやむを得ず部活動指導に関わった場合，部活動指導手当の支給を図ること。

資料３

令和４年 10 月 14 日

徳島県教育委員会
　教育長　榊　浩一　様

徳島県小中学校管理職員協議会
会　長　　日野出　英樹

令和５年度当初予算編成に関する要望書

日頃は，教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善等に深いご理解とご配慮をいただき感謝申し上げます。
さて，令和５年度当初予算編成にあたり，別紙のとおり要望いたしますので，実現のため格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要　望　事　項

１　身分保障・処遇改善
(1)　身分保障
　①　新たな人材確保法を策定し，教育管理職の職責に見合った処遇改善を図るとともに，義務教育費国庫負担制度を堅持し，国庫負担率を早期に２分の１へ復元し，その後，全額国庫負担化を図ること。
　②　雇用と年金の接続に関して，次の事項について改善を図ること。
　(ア)年金支給開始月まで教職員が安心して教育に専念できるよう，民間の「改正高年齢者雇用安定法」に見合う「再任用制度」の抜本的な改善を図ること。
　(イ)教育管理職の経験を活かせる職種を更に拡大し，希望者全員を再任用すること。
　　・校長，副校長，教頭の管理職
　　・児童生徒の学習サポート，学校生活適応への支援，その他教員の指導力向上・教育業務支援相談職や管理職員を補助・支援する「サポート・スタッフ」等

・市町村教育委員会と連携した上記職種等の各市町村への拡大
・県単教員枠の拡大による再任用の確保
・非常勤職員（学力向上推進員等）の増員

(ウ)再任用者へ扶養手当及び住居手当等を，人事院の意見の申出（平成２３年９月３０日）に沿って支給すること。

(エ)再任用短時間勤務の営利企業等への従事は，校務への支障がない限り許可すること。

③　市町村立小中学校事務室長を管理職員へ指定すること。

④　「定年延長制」における「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長，副校長，教頭）について，より具体的な内容の情報提供に努め，具体的運用を積極的に図ること。

(2)　給与・処遇

①　教職員給与制度を見直し，教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な 6 級制の制度化と号俸増設を図ること。特に，生活の基盤である給与又は退職手当等の減額は，絶対避けること。

②　教頭の俸給加算額（7,500 円：2%以下）の改善を図ること（基準とする教職調整額 4%の支給も見直し，最新の超過勤務実態に合わせて増率）。

③　小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化し，格差是正を図ること。特に，小中学校の校長，教頭の給与が，それぞれ高校の教頭，主幹（指導）教諭の給与を下回ることのないよう配慮すること。

(3)　手当・旅費

①　管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎へ繰り入れること。

②　義務教育等教員特別手当の支給額の改善を図ること。

③　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。

(ア)地域と協働する学校づくり推進のため，管理職の夜間，週休日，祝日の活動参加に係る管理職員の特別勤務手当の適用枠の拡大。

④　期末勤勉手当の役職段階別加算額については，教諭との均衡上，校長 20%，副校長・教頭 15%の一律引き上げを図ること。

⑤　併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

⑥　普通旅費と修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。

(ア)普通旅費等の速やかな執行

(イ)団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年１・２学級の場合）

(ウ)新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した修学旅行先変更等に伴う修学旅行引率旅費等の増額

⑦　「３号業務により，管理職員が学校運営上やむを得ず土日の対外運動競技等」において児童生徒を引率する指導業務を行った場合は，特殊業務手当（部活動指導手当）を支給すること。

２　教育諸条件の改善・充実

(1)　教職員定数改善計画と新学習指導要領実施に伴う円滑な教育活動を実施するための条件整備を図ること。

①　義務教育全学級での速やかな 35 人学級の推進

②　生徒指導・特別支援・外国人児童生徒等、個別の教育課題への人的対応

③　小学校専科教員の増員（英語科指導・プログラミング指導等）

④　スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，巡回相談員の増員

⑤　新たに法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

(2)　安定した教育活動が行われるように，産前・産後休暇，育児休業，介護休暇，病休等の職員を補充するための臨時的任用職員（講師等）の確保や配置について適切な施策を図ること。

(3)　教頭，主幹教諭，指導教諭の配置の充実を図ること。

(4)　学校司書，ＩＣＴ支援員，地域連携担当職員等の専門スタッフ職を配置すること。

(5)　中学校における免許外教科担任の解消を図ること。

(6)　正規教職員による養護教諭，事務職員，栄養教諭，学校栄養職員の配置拡充と大規模校等への複数配置を図ること。

(7)　へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

(8)　地方公務員法改正により，平成２８年度から実施されている「教職員の育成・評価システム」は，教育現

場の特性を考慮して適正な運用を図ること。

⑼　文部科学省からの「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成 29 年１月６日　文部科学大臣発表）に基づき，県教委主催の研修等の精選を図ること。

⑽ 学校における「働き方改革」推進のための実行性のある施策を図ること。

①　臨時的任用教職員を確保できる具体的な方策
②　部活動指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充
③　部活動の地域移行における実効性のある施策に向けての条件整備
④　副校長・教頭の職務多忙化の軽減を図るためのサポート・スタッフの配置
⑤　給食の公会計化
⑥　学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援システム」の円滑な運営のための支援
⑦　１年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用
⑧　保護者に対する働き方改革の理解を求める広報

⑾　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童生徒の「学びの保障」に必要，且つ新型コロナウイルス感染症拡大の緊急時対策のための人的体制と物的体制等の総合的な支援を図ること。

①　緊急時対策時の手当の支給
②　緊急時対策時の勤務の明確化
③　加配教員の追加配置
④　学習指導員（学びサポーター）の適切な配置
⑤　学校の実情に応じた医療的ケアのための看護師の派遣
⑥　マスクや消毒液，非接触型体温計等の保健衛生用品の購入経費の支援（関係部署への働きかけ）
⑦　３密対策として，空き教室を活用した授業の実施に必要な備品等の購入費（関係部署への働き方）
　(ア)保健衛生用品等の購入経費の支援
　(イ)家庭学習の充実や学校と家庭との連絡体制強化等に必要な経費の支援（緊急連絡用の携帯電話の貸与）

以上について，知事部局・県人事委員会・文部科学省・総務省等，関係機関への働きかけを図られたい。

資料４

徳島県議会議長に対する要望書

令和４年 10 月２９日

徳島県議会
　議長　南　恒生　殿

徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）
徳島県公立学校教職員組合（徳公教組）
徳島県教職員団体連合会（徳教団）

要　望　趣　旨

現在，学校現場においては，新型コロナウイルス感染症から子供たちを守るため，学校で感染拡大や集団感染を発生させないなど，全ての教職員が一丸となって対応や対策を講じております。また，「令和の日本型学校教育」が目指す「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けて，ＩＣＴの効果的な活用や少人数による学習指導等，様々な取組を進めています。このような状況に加え、平日の過密化や膨れ上がる事務作業等により，学校現場は多忙を極め，本来の業務に大きく支障を来している状況にあります。多様化・複雑化・困難化する教育諸課題に対し，学校現場が適切に対応するためには，学級編制の標準や教職員定数の更なる見直しを図っていくことが必要不可欠です。

しかしながら，計画的・安定的な教職員の増員が行われることなく，国や地方の厳しい財政状況により，教職員の給与等も縮減されています。このままでは，誇りとやりがいをもって職務に専念する意欲が低下するばかりか、若い優秀な人材を教職員として確保することが困難になっています。今こそ，教育水準の維持向上のため人材確保法の主旨を尊重した施策が強く求められます。

更に、教材費や図書費等の教育費は一般財源化され地方自治体におりており、地方の財政状況によっては適切に措置されていない状況が見られます。一人一人の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を充実していくためには，義務教育に係る費用を全額国庫負担にするなど，国が責任をもって教育予算を講じる必要があります。

つきましては、徳島県のみならず、日本の将来を左右する学校教育を充実させるため、県におかれましても、次の諸点が実現するよう国に対して要望していただけますようお願いいたします。

私たち徳管協と徳教団、徳公教組は、徳島の教育をよりよいものとするため、本件に関し、その目的を共有し、相携えて、本日ここに 6,490 名の署名を付して要望するものであります。私たちは、今後とも国が教育に責任をもち、教育水準の維持向上を図るためにも，義務教育に関わる予算を十分に確保するとともに、使命感あふれる優秀な教職員を配置するための予算措置を強く望みます。

要　望　項　目

一　今日的な教育諸課題に対応するため、早急に次期義務教育諸学校等の標準法を改正を図り、教職員定数の改善を図ること。
一　教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
一　教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

資料５

令和５年１月１７ 日

徳島県教育委員会
教育長　榊　浩一　殿

令和４年度 勤務条件に関する要望書

徳島県小中学校管理職員協議会
会長　日野出　英樹

徳島県教育委員会におかれましては，本県教育の振興発展のため，格別の御高配と御尽力を賜り深甚の敬意を表します。

さて，令和４年度の勤務条件に関し，次の諸点につきまして適切な処置を講じていただけますよう要望いたします。

要　望　事　項

◎１　人事異動要綱の趣旨に則り，校長の経営上の意見が十分反映されるよう，校長の具申権をより尊重した人事異動を推進すること。
◎２　定期的な面接には，意図・目的を明示し，段階的に進展のある面接とすること。
特に最終面接には十分に時間をかけた適切な人事異動に努力すること。
◎３　定年延長制を見据え，将来を見通した計画的かつ継続的な人事異動を実施すること。
４　年齢及び性別構成等を考慮した人事異動を実施すること。
５　管理職任用においては，教育実績はもとより，経験，意欲，人間性や見識を重視した任用を図るとともに，校長の内申を尊重すること。
◎６　女性管理職の積極的な任用を図ること。
７　計画交流については，実績，経験，意欲，人間性や見識を重視して適格者を配置すること。
８　人事異動に関する勤務歴点による運用は弾力的に実施すること。
◎９　教頭の全校配置と大規模校等への複数配置を推進すること。また，小規模校及び大規模校の複数教頭の内

１名は枠外配置とすること。
◎10 小学校における外国語活動（英語）の専科教員の増員とプログラミング教育充実のための支援員の配置を図ること。
◎11 小学校６学級以上に専科教員の更なる増員を図ること。
◎12 中学校における免許外教科の解消のため，非常勤講師等の配置を図ること。
◎13 へき地，小規模校に複式学級解消等の加配教員を配置すること。
◎14 いじめ，不登校，子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。
①生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
②スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び巡回相談員の増員
③法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣
15 人権教育推進に伴う適切な人的配置に努めること。
◎16 正規教職員による養護教諭，事務職員，栄養教諭，学校栄養職員の配置拡充と大規模校への複数配置を図ること。
◎17 市町村教育委員会に対して，小学校長の幼稚園長兼務の解消を引き続き強く要請すること。
◎18 新たな教職員定数改善計画を早期に確立し，法改正による小２～中３の３５人学級の実現と，個別の教育課題に対応した教職員定数の改善を計画的に実施するよう関係部局へ強く働きかけること。
19 様々な教育課題に対応するために，県単教員の確保を図ること。
◎20 安定した教育活動が行われるように，産前・産後休暇，育児休業，介護休暇，病気休暇等の教職員を補充するための臨時的任用教職員の確保や配置について適切な施策を図ること。
◎21 学校における「働き方改革」推進のための実行性のある施策を図ること。
①部活指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充
②学校の最高責任者として，学校現場で厳しい状況に置かれ重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し，校長の校務を遂行できるための支援
③激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るためのサポート・スタッフの配置及び教頭が勤務できない状況になったときの代替教員配置のための条件の撤廃
④学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援システム」の円滑な運営のための支援
・各市町村委員会の環境整備の格差是正
・システム不具合時の迅速な対応・改善
⑤ＩＣＴ活用教育アドバイザーやＩＣＴ支援員等の派遣による専門的支援体制の推進
◎22 再任用制度について適正な運用を図ること。
①令和５年度で最終となる「管理職再任用制度（校長・副校長・教頭）」は定年延長にかかる制度全般を踏まえ，より適正な運用を図ること。
②教育管理職員の経験を活かせる職種を増設すること。
③教諭としての再任用希望者については，雇用と年金の接続の観点から全員の任用を図ること。
④再任用等希望者への面接や意思確認等は，本人の希望を十分に尊重して進めること。また，退職後（現役管理職員以外も）の再任用等について相談できる窓口の設置等とその啓発を十分図ること。
⑤再任用職員の俸給月額の改善を図り，無年金・無収入の期間に見合った給与制度とすること。
◎23 定数枠外の再任用職域も設置し，制度を利用しやすくするとともに，他の関係機関等と連携し，再雇用希望者全員の雇用と年金の接続を図ること。
◎24 令和５年度から定年年齢の引上げが始まる「定年延長制」の制度設計及び運用について実情に応じた柔軟な対応を図るとともに，「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長・副校長・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。
◎25 今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童生徒の「学びの保障」に必要な人的体制を図ること。
①加配教員の追加配置
②学習指導員の（学びサポーター）の適切な配置
③新型コロナウイルス感染者が出た際の保健衛生的な業務を支援するスクール・サポート・スタッフの緊急配置